9	(1)　静岡県静岡市葵区坂本字サイノ川原445　(1014.00) (2)　静岡県静岡市葵区牛妻字トチクマ1241番２　(463.00)	北緯35度04分02秒東経138度17分16秒の地点と北緯35度03分32秒東経138度23分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	(1)　静岡県静岡市葵区油山字吉田坪1622番１　(144.80) (2)　静岡県静岡市葵区牛妻字トチクマ1241番２　(463.00)	北緯35度03分51秒東経138度21分41秒の地点と北緯35度03分32秒東経138度23分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
11	(1)　静岡県静岡市葵区本通２丁目４番１　(92.50) (2)　静岡県静岡市清水区大内字嵐1066番256　(310.00)	北緯34度58分30秒東経138度22分37秒の地点と北緯35度01分44秒東経138度25分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
12	(1)　静岡県静岡市清水区吉川字杉田307番11　(59.00) (2)　静岡県静岡市清水区大内字嵐1066番256　(310.00)	北緯35度00分55秒東経138度27分17秒の地点と北緯35度01分50秒東経138度26分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
13	(1)　静岡県静岡市葵区本通２丁目４番１　(82.50) (2)　静岡県静岡市葵区牛妻字文殊嶽2929番２　(1048.00)	北緯34度58分30秒東経138度22分37秒の地点と北緯35度05分00秒東経138度24分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
14	(1)　静岡県静岡市葵区油山字吉田坪1622番１　(154.80) (2)　静岡県静岡市葵区牛妻字文殊嶽2929番２　(1048.00)	北緯35度03分51秒東経138度21分41秒の地点と北緯35度05分00秒東経138度23分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
15	(1)　静岡県静岡市葵区本通２丁目４番１　(87.50) (2)　静岡県藤枝市戸ノ谷字芋穴所9963番１　(898.80)	北緯34度58分30秒東経138度22分37秒の地点と北緯34度58分49秒東経138度11分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
16	(1)　静岡県静岡市清水区広瀬字棚掛677番３　(197.00) (2)　静岡県静岡市清水区吉川字杉田307番11　(59.00)	北緯35度03分29秒東経138度29分58秒の地点と北緯35度00分55秒東経138度27分17秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
17	(1)　静岡県静岡市清水区広瀬字棚掛677番３　(202.00) (2)　静岡県藤枝市戸ノ谷字芋穴所9963番１　(883.80)	北緯35度03分29秒東経138度29分58秒の地点と北緯34度58分50秒東経138度11分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
18	(1)　佐賀県佐賀市神野東２丁目３番６号　(49.80) (2)　佐賀県唐津市相知町平山上字池甲394番161　(776.20)	北緯33度15分53秒東経130度17分44秒の地点と北緯33度16分07秒東経130度13分53秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
19	(1)　大分県大分市大字下郡1199番地１　(54.00) (2)　大分県由布市狭間町大字鬼崎字向原2022番地　(147.50)	北緯33度13分44秒東経131度38分17秒の地点と北緯33度11分19秒東経131度30分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
20	(1)　大分県大分市金池町二丁目３番４号　(70.90) (2)　大分県大分市大字下郡1199番地１　(54.00)	北緯33度14分04秒東経131度36分34秒の地点と北緯33度13分44秒東経131度38分17秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

○総務省告示第八十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十六年郵政省告示第九百七十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

なお、昭和四十一年郵政省告示第九百七十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）、昭和四十二年郵政省告示第三百二十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）、昭和四十二年郵政省告示第七百六十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）、昭和四十四年郵政省告示第六百十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）及び昭和六十二年郵政省告示第二百十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）は、廃止する。

平成二十五年二月二十一日　　総務大臣　新藤　義孝

一　昭和四十六年郵政省告示第九百七十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項を次のように改める。

一	削除

二　昭和四十九年郵政省告示第四百五十二号（電波法等の規定による伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表四の項を次のように改める。

四	削除

三　第二項の表五の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

昭和五十四年郵政省告示第五百二十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表四の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表五の項を次のように改める。

五	削除

表六の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

四　昭和五十九年郵政省告示第九百五十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一九の項から二二の項までを削る。

五　昭和六十年郵政省告示第二百十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一一の項を次のように改める。

一一	削除

第二項の表二二の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

六　昭和六十三年郵政省告示第二百四十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三六の項を削る。

七　平成三年郵政省告示第二百三十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。